

卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関する骨子案

令和4年12月21日

事 務 局

残存論点

- **光IP電話の卸**については、改正電気通信事業法に規定する「電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの」に該当するか、更に検討が必要ではないか。

構成員意見

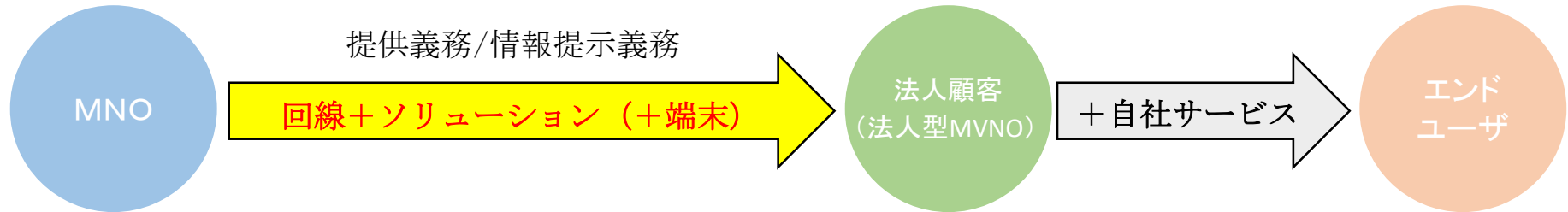
- **番号ポータビリティという観点**では、番号ポータビリティが可能となれば、光IP電話の提供義務は重要ではなくなるのか。
 - IPマイグレーションの完了により番号ポータビリティの問題は解消するが、法人・個人事業主を主な対象とする卸先事業者では、顧客が業務上固定電話を必要としており、光IP電話契約率が高いことから、引き続き影響が大きく、光サービス卸同様に、卸料金の値下げを検討いただきたい。(テレコムサービス協会FVNO委員会)
 - **ユーザの大半は光電話(発番)ではなく、どのサービスにも同番移行が可能**であり、加えて、**IP網以降後は全ての事業者間で双方向に番号ポータビリティが可能**になる。(NTT東日本・西日本)
- **光IP電話そのものの契約数**がかなり多いことを踏まえて特定卸役務の対象とするかどうかを議論すべき。
- お客様に対する重要性という意味では、特に法人の場合の電話番号変更の難しさや、マーケットがそれなりに継続的にあるという回答があったため、**今すぐ影響が少ないという判断はできない**のではないか。
- 当面まだ光IP電話の重要性が少ないとは決して言い切れず、**ウォッチの必要**があるが、**NTT東日本・西日本自身がクラウド電話のようなものを積極的に販売している**といった時代の方向性を踏まえて、どこまで詳細に検討すべきか判断すべき。

論点整理案

- 現在、NTT東日本・西日本の光IP電話卸のシェアは固定電話サービス(050番号を利用するものを除く。)中17.0%(※)を占めるところ、NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN電話の新規契約時に取得した電話番号以外の番号についての番号ポータビリティ(**双方向番号ポータビリティ**)が可能となる令和7年1月までの間については、特に**法人顧客において固定電話番号を変更したくないという需要があるとの意見を踏まえると、事業者間の競争関係に与える影響が少ないとは言えず、特定卸電気通信役務の範囲に含めることが適当**ではないか。
(※)令和4年度第1四半期の電気通信サービスの契約数及びシェアに基づく。
- その上で、光サービス卸の**卸先事業者においても接続**(又は接続によりIP電話を提供する事業者からの卸)**によりIP電話の提供が可能**であることも鑑みると、**双方向番号ポータビリティが可能となった場合は、特定卸電気通信役務の範囲から除くことが適当**ではないか。

残存論点

- 個別の社の要望に基づきMNOがソリューションと併せて提供するものを特定卸役務に含めるか否かについて、当該個別の社に対する情報提示が論点3-2の情報提示拒否の「正当な理由」に当たるか否かと合わせて、更に検討が必要ではないか。



	対応案①：特定卸の範囲から除外	対応案②：情報提示義務の対象から除外
提供義務	×	○
情報提示義務	×	×

構成員意見

- ソリューション型役務については、場合によってはパートナー企業の知財が絡むようなことも起こり得るのではないか。
- どちらの対応案を採用するかについては、特定卸電気通信役務の提供義務の範囲や情報提示義務の範囲をどのように設定するか次第ではあるが、両者の間をとることも考えられるのではないか。 提供義務については、特定の企業に対してカスタマイズされた商品について、全く同じ条件でほかの企業が要望してきたときに同じものを提供するのは難しいのではないか。
- 情報提示義務については、一般商慣行に基づくのではなく、「競争上不利になる」「利益を不当に害される」といった観点から手当することを明確にするべきではないか。

論点整理案

- 特定卸電気通信役務の提供義務：ソリューション型役務のうち回線部分についても、特定卸電気通信役務に含めることで提供義務を課すことが適当ではないか。ただし、ソリューション型役務を他者に提供する際に、「パートナー企業の知的財産権が侵害される場合」については役務の提供を拒むことができる「正当な理由」に該当することが明らかとなるようガイドライン上で規定すべきではないか。
- 情報提示義務：法人顧客との取引において、回線部分の原価を提示することはMNOが競争上不利な立場に置かれることとなることから、「ソリューション型役務に係る情報提示を求められた場合」については、基本的に情報提示を拒むことができる「正当な理由」に該当することが明らかとなるようガイドライン上で規定すべきではないか。

残存論点

- 接続料相当額そのものを開示することによる競争環境への影響を踏まえたときに、接続料相当額に代えて、接続料相当額の水準を示す指数を提示するというNTT東日本・西日本の提案について、更に検討が必要ではないか。

構成員意見

- 接続料相当額の指数が何の役に立つのか疑問。
 - 指数を提示することによって、卸先事業者から要望もあった、卸料金に含まれるコストの増減傾向を具体的に把握することが可能。(NTT東日本・西日本)
- ユーザ当たり接続料相当額を開示すると收容効率といった手の内を全てばらすことになり、かえって他事業者に迷惑がかかってしまう、企業秘密として認識しているといったNTT東日本・西日本の主張を勘案すると、原価として接続料相当額の生データを出すことは少し厳しいのではないか。
- 相対的に情報の価値は小さくなるが、傾向値としての判断等ができる意味でいうと、次善の策としての接続料相当額の指数による提示はありうるのではないか。
- 接続料相当額を出せない理由に関する回答について、十分納得できていない。
- 指数で出すのであれば、どのような数字が出てきて、どのように合理的判断を下す材料になるのか見てみたい。

論点整理案

- 接続料相当額の水準を示す指数については、NTT東日本・西日本の説明に十分納得していない、指数が何の役に立つのか疑問であるといった否定的な意見も多数あったものの、
 - ・ 接続料相当額そのものを提示すると、卸先事業者の中には、自己設置又は接続によりF T T Hアクセスサービスを提供する事業者が含まれる中、自己設置又は接続による事業において当該情報を利用することが可能
 - ・ その場合、競争相手のサービス原価及び利益を見据えたうえでユーザ料金、戦略の立案・実行が可能となり、NTT東日本・西日本が一方的に競争上の不利益を被る
 - ・ 以上の事情については、（接続による提供が可能な役務については）卸料金が接続料と同一の単位で設定されている移動通信分野と異なる

といったNTT東日本・西日本の説明には一定程度の合理性が認められるのではないかと。

- したがって、少なくとも現時点においては、競争状況への影響等を勘案すれば、法令上、接続料相当額そのものの提示を求めることは適当ではなく、次善の策として、接続料相当額の水準を示す指数の開示を義務づけることが適当ではないか。
- その上で、本研究会における構成員意見等も踏まえると、指数の提示の合理性や卸協議に与える影響については継続的に注視していく必要があり、今後、指数の提示によって卸協議の適正性確保等が図られない状況にあると認められる場合には、改めて対応を検討することが適当ではないか。

残存論点

- 特定卸役務のうち、接続料を設定しているものについては、接続約款に定める接続料を「接続料相当額」として提示することが考えられるが、接続料を設定していないものについても「接続料相当額」の提示を求めるか否かについて、更に検討が必要ではないか。

論点整理案

- 「接続料相当額」については、特定卸電気通信役務のうち既に接続料を設定しているものとどまらず、接続料を設定していないものについても基本的には提示を求めることが適当ではないか。

残存論点

- 単に経営上の秘密であることのみをもって特定卸役務に関する情報の提示を拒否することは不適當だと考えられるが、情報の提示を拒むことができる「正当な理由」として、以下の場合が該当するか否かについて、更に検討が必要ではないか。
 - 当該情報が、卸元事業者が他の事業者と締結したNDAによる保護対象である情報のうち、個別の事業者のみに係る情報であることが明らかである場合
 - 当該情報が、卸元事業者が利用者向けに提供する自社のサービスの設計に関する営業秘密であって、当該情報を提示することにより、卸元事業者の競争上の地位を不当に害する場合（次のような情報）
 - ・ プラン毎の平均利用データ量・原価及びこれらを推計可能な情報 等

構成員意見

- 経営上の秘密であっても正当な理由がなければ情報を出していただくことが適切であるが、どのような事例が正当な理由に該当するかについて明確にすることが必要ではないか。
- NDAの対象であって、他の個別の事業者に関わる情報については提供する必要はないのではないか。
- 情報の提示を拒むことができる正当な理由については、実際に事業者に対して具体例を示す必要があり、今後事例を蓄積していくことが必要ではないか。

論点整理案

- 単に経営上の秘密であることのみをもって情報の提示を拒むことができる「正当な理由」とするのは不適切であり、上記に掲げたより限定的な事由を「正当な理由」の具体例としてガイドラインに記載することが適當ではないか。
- 「正当な理由」の具体例については、引き続き事例を蓄積し、必要に応じてガイドラインに追記することが適當ではないか。

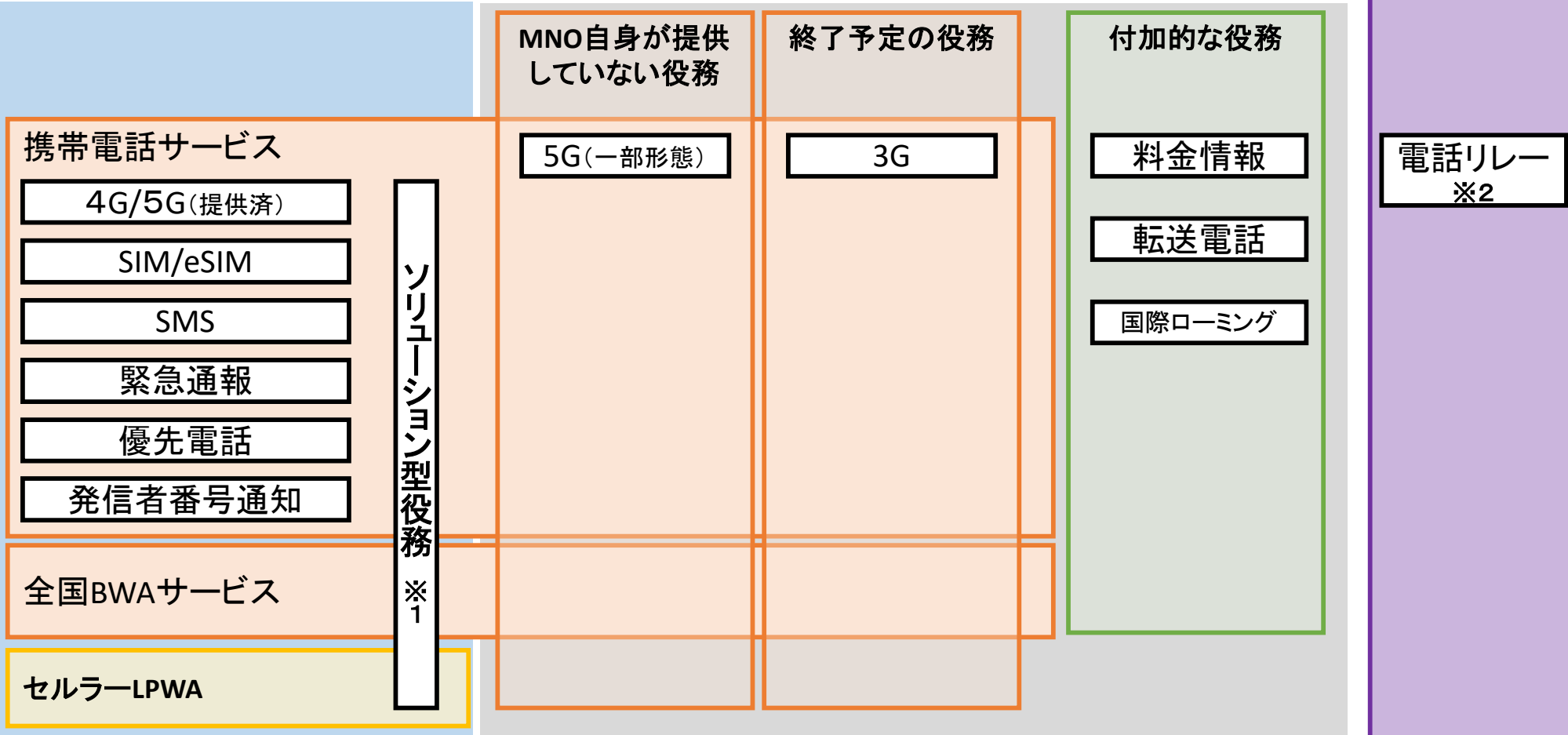
省令による規定

告示による規定

卸電気通信役務

特定卸電気通信役務

除外すべき役務



※1 ガイドラインにおいて、役務提供/情報提示を拒むことができる「正当な理由」を追加予定。

※2 電話リレーサービスは電気通信事業に該当しないため、卸電気通信役務(電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務)の対象外となる。

卸電気通信役務

特定卸電気通信役務

除外すべき役務

